六泉寺町市営住宅等再編事業（第１期）

優先交渉権者の決定に関する報告書

令和８年 11 月

高知市

はじめに

高知市（以下「市」という。）は、六泉寺町市営住宅等再編事業（第１期）（以下「本事業」という。）に関して、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に則して、公募型プロポーザル方式により、募集手続及び審査を行い、優先交渉権者を決定した。

本書は、本事業に関する募集の公告から優先交渉権者決定までの経過と審査の結果について公表するものである。

令和８年 11 月

目　次

第１　事業概要 1
１　事業名称 1
２　事業に供される公共施設等 1
３　公共施設等の管理者の名称 1
４　事業目的 1
５　事業内容 1
第２　審査の方法 4
１　最優秀提案者の選定方法 4
２　六泉寺町市営住宅等再編事業者プロポーザル選定委員会による審査 4
３　選定委員会事務局 4
４　審査の方法 4
５　優先交渉権者決定の手順 5
６　審査の手順 6
第３　総合評価点の内容 8
１　総合評価点の配点方法 8
２　審査項目及び配点 8
３　性能点の得点化方法 9
４　価格点の得点化方法 9
５　総合評価点の得点化方法 9
第４　審査の経緯及び選定委員会の開催 10
１　審査の経緯 10
２　選定委員会の開催 10
第５　審査結果 11
１　参加資格審査 11
２　提案書類提出時必要書類の確認 11
３　基礎審査 11
４　性能の評価（性能点の算出） 11
５　提案価格の確認及び価格点の算出 13
６　総合評価点の算出及び最優秀提案者の選定 13
７　優先交渉権者の決定 15
第６　今後の予定 17

第１　事業概要

１　事業名称

六泉寺町市営住宅等再編事業（第１期）

２　事業に供される公共施設等

市営住宅等（付帯施設等を含む）

３　公共施設等の管理者の名称

高知市長　桑名　龍吾

４　事業目的

市は、老朽化が課題となっている六泉寺町市営住宅、北百石町市営住宅、丸池町市営住宅について、「六泉寺町市営住宅」への統合建替（集約高層化）を計画している。

六泉寺町市営住宅は津波により深さ３メートル以上の浸水のおそれがある地域であり、建替えに当たっては、団地住民・近隣住民の命を守るため、ピロティ式構造の採用や住棟の津波避難ビル指定等、災害対策を重点的に実施する。

加えて、市、民間事業者、地域との連携により「災害に備えた団地内外の住民同士のつながり強化」と「災害時の避難行動理解促進」の実現を目指す。

また、団地の建替え・再編に当たっては、団地住民の身体的・経済的な負担の軽減を図る。

なお、六泉寺町市営住宅の建設は、本事業の対象である第１工区と、その後、別途実施する第２工区に分け、順次実施する。

こうした計画を踏まえ、六泉寺町市営住宅の第１工区の建替えに当たっては、立地条件や事業規模等を勘案して PFI 方式による建替えが適していると判断した。設計、建設、工事監理、入居者の移転支援等の業務を一体的に民間事業者に委ねることで、民間の創意工夫を活用し、公共サービスの質の向上や財政負担の軽減を図る。

５　事業内容

(1)　事業の概要

本事業は、六泉寺町市営住宅に現存する既存住宅（以下「既存住宅」という。）及び付属する施設、屋外工作物、その他外構等（以下「付帯施設」といい、既存住宅と併せて「既存住宅等」という。）のうち、第１工区の建設用地であるＤ街区に立地するものを解体撤去し、新たな市営住宅住棟（以下「新築住宅」という。）と付帯施設（新築住宅と併せて、以下「新築住宅等」という。）を整備すること、さらにＤ街区以外の街区に現存する既存住宅等の解体撤去、並びにこれらの実施に必要な関連業務を特定事業

として一体的に行うもの（以下「市営住宅建替事業」という。）である。

また、特定事業のほか、余剰地活用事業（付帯事業）を行う企業（以下「余剰地活用企業」という。）による余剰地活用を付帯事業として行うもの（以下「余剰地活用事業」という。）である。

PFI 事業者及び余剰地活用企業（以下両者を総称して「PFI 事業者等」という。）が行う主な業務は(4)のとおりとする。

(2)　事業方式

本事業において特定事業は、PFI 法に基づき実施するものとし、PFI 事業者は、既存住宅等を解体撤去し、移転支援を行い、新築住宅等の整備後、市に所有権を移転する BT（Build Transfer）方式とする。

(3)　事業期間

本事業のうち特定事業の事業期間は、設計・建設期間を含み、事業契約の締結から事業終了までを事業期間と定義し、事業契約の締結日から令和 15 年３月末日までの約６年間とする。

(4)　特定事業及び付帯事業の業務範囲

PFI 事業者が、本事業を特定事業として実施する業務範囲は、次のａのとおりである。また、余剰地活用企業が実施する付帯事業の業務範囲は、次のｂのとおりである。

a　市営住宅建替事業（特定事業）

(a)　市営住宅整備業務

PFI 事業者は、既存住宅等の解体撤去を行い、新築住宅等を整備（調査・設計・建設）し、市に引き渡す。

(b)　入居者移転支援業務

PFI 事業者は、新築住宅等の整備に伴い、現入居者に係る整備期間中の仮移転、他の市営住宅への住替え又は退去並びに新築住宅への本移転に関して、これを支援する。

b　余剰地活用事業（付帯事業）

余剰地活用企業は、市から余剰地（民間活用地）を取得又は借地し、自らの事業として民間施設等の整備を行う。

(5)　応募者の構成

応募者は、少なくとも次に掲げる企業から構成されるものとされた（以下、応募者を構成する企業を「構成企業」という。）。

(a) 新築住宅等を設計する企業（以下「設計企業」という。）
(b) 新築住宅等の建設及び既存住宅等の解体撤去（以下「建設等」という。）を行う企業（以下「建設企業」という。）
(c) 建設等工事を監理する企業（以下「工事監理企業」という。）
(d) 既存住宅の入居者への移転支援を行う企業（以下「入居者移転支援企業」という。）
(e) 余剰地活用企業

第２　審査の方法

１　最優秀提案者の選定方法

本事業を実施するPFI事業者等には、設計、建設、工事監理、入居者移転支援等の各業務及び余剰地活用事業を通じて、広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められる。

そのため、最優秀提案者の選定及び優先交渉権者の決定は、提案価格に加え、新築住宅等の性能や余剰地活用の計画の質等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用することとした。

２　六泉寺町市営住宅等再編事業者プロポーザル選定委員会による審査

最優秀提案者の選定に関する審査は、審査の公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため設置している六泉寺町市営住宅等再編事業者プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行った。

選定委員会は、学識経験者等で構成される。

＜選定委員会委員名簿＞　※令和８年11月現在

	所属団体・役職名	氏　名
委 員 長	高知工科大学 システム工学群 建築・都市デザイン専攻 教授	木多　彩子
副委員長	高知市 都市建設部 副部長	植田　浩二
委　　員	高知県 土木部 住宅課長	橋本　知世
	社会福祉法人高知市社会福祉協議会 事務局長	竹島　直孝
	高知市 総務部 副部長	市村　有生
	高知市 財務部 副部長	水野　知宣
	高知市 都市建設部 公共建築課長	松木　宏樹

３　選定委員会事務局

選定委員会の事務局は、高知市都市建設部住宅政策課である。

４　審査の方法

選定委員会は、本事業の募集要項の付属資料２「優先交渉権者決定基準」に従い、審査を行った。

5　優先交渉権者決定の手順

審査は、資格審査と提案審査の２段階に分けて実施した。優先交渉権者の決定は、次の手順で行った。

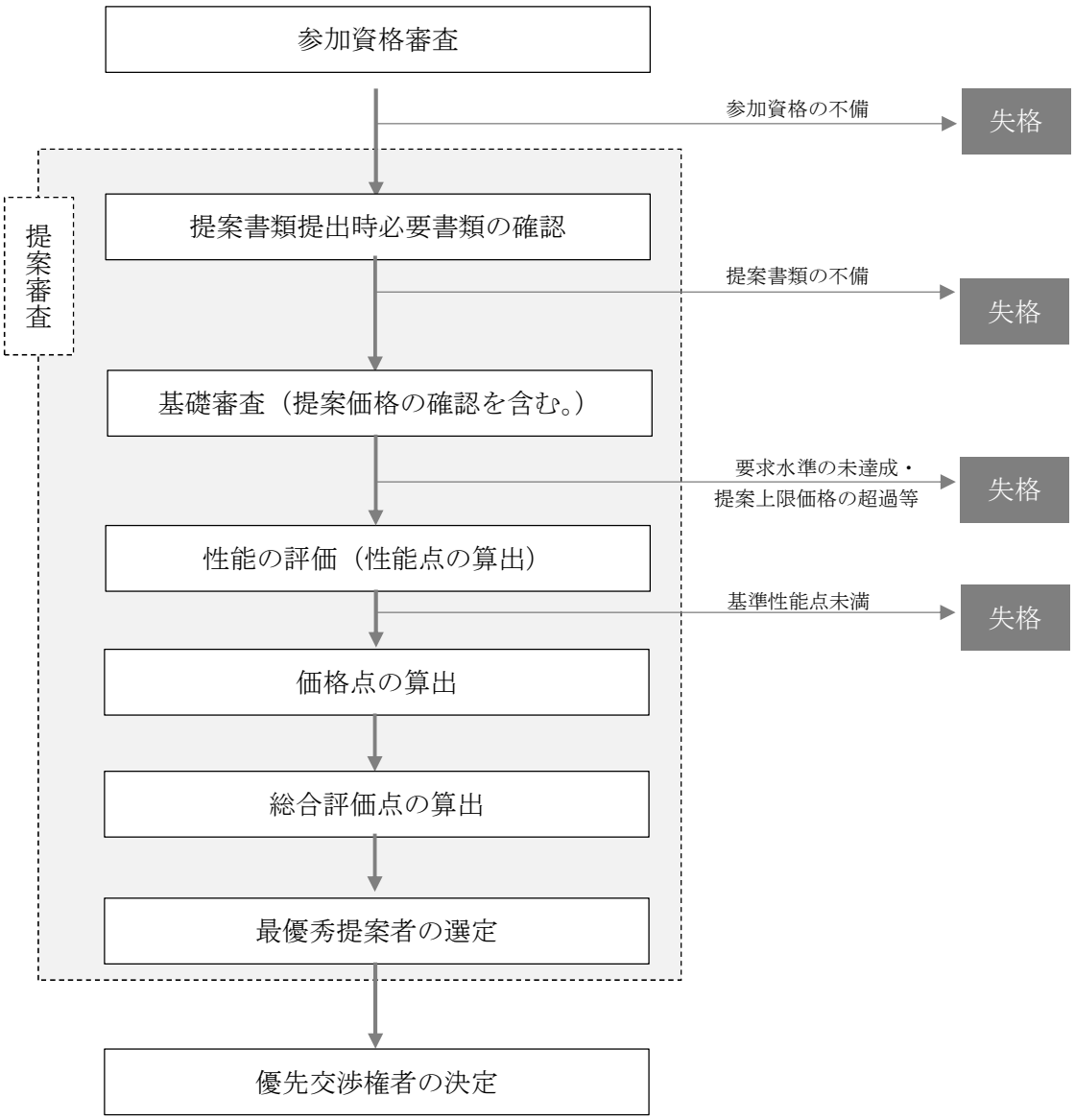

6　審査の手順

審査は、次の手順で行った。

(1)　参加資格審査

市は、応募者に求めた参加資格審査に関する提出書類がすべて揃っていることを確認した。

書類に不備がある場合は、失格とすることとした。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

続いて、市は、応募者から参加資格審査申請書と同時に提出される参加資格審査に関する書類をもとに、応募者が募集の公告時に示した参加資格を具備しているか確認した。

参加資格を確認できない場合は、失格とすることとした。

(2)　提案書類提出時必要書類の確認

市は、応募者に求めた提案書類提出時必要書類がすべて揃っていることを確認した。書類に不備がある場合は、失格とすることとした。

(3)　基礎審査

市は、応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容が、募集要項等に記載された要件を満たしていること及び、要求水準書において定める性能や仕様等の水準を満たしていることを確認した。

これらの要件又は、水準を明らかに満たしていないと判断された場合は、失格とすることとした。

また、市は、応募者が提出する提案価格書に記載された提案価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が、提案上限価格の範囲内であることを確認した。

提案上限価格を超える場合は、失格とすることとした。

(4)　性能の評価（性能点の算出）

基礎審査において、要件を満たしていると認められた応募者の提案のうち性能に対して、選定委員会による評価を行った。

この性能の評価においては、応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容を、８頁に示す審査項目ごとの視点から審査を行い、審査項目ごとに得点を付与し、「性能点」を算出した。

性能点が最低限満たすべき点数（以下、「基準性能点」という。）を下回る場合は、失格とすることとした。

(5)　価格点の算出

提案価格に基づき算出された得点から「価格点」を算出した。

(6)　総合評価点の算出

選定委員会は、各応募者の性能点及び価格点の合計点数を「総合評価点」として算出した。

(7)　最優秀提案者の選定

選定委員会は、各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者を選定した。

なお、総合評価点の最も高い提案を提出した者が２者以上ある場合は、提案価格が最も低い提案を行った者を最優秀提案者とすることとした。

(8)　優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定した。

第３　総合評価点の内容

１　総合評価点の配点方法

性能点と価格点の配点割合は、７：３とした。

各配点は、市が本事業において期待する事項の必要性及び重要性を勘案して設定した。

２　審査項目及び配点

性能点と価格点の審査項目及び配点は、次のとおりとした。

審査項目			配点
Ⅰ　性能点			**100点**
	１　実施体制及び資金計画等		**18点**
		（１）実施体制	4点
		（２）業務実績	4点
		（３）モニタリング計画	2点
		（４）資金計画及び事業収支計画	4点
		（５）地域経済への貢献	4点
	２　施設計画		**38点**
		（１）団地住民の生活にあった多様な市営住宅の実現	10点
		（２）津波に強く、命を守る避難行動を支援する団地の実現	10点
		（３）地域コミュニティの維持・向上につなげる団地の実現	8点
		（４）周辺の街並みと調和した景観の実現	4点
		（５）環境面・経済面に配慮した公共建築の実現	6点
	３　施工計画		**8点**
	４　入居者移転支援業務に関する事項		**18点**
		（１）確実かつ円滑な移転支援の体制構築	6点
		（２）外部仮移転先となる民間賃貸住宅の確保	6点
		（３）再整備に伴う入居者の身体的・経済的負担軽減の実現	6点
	５　余剰地活用事業に関する事項		**18点**
		（１）まちのプランニングやデザイン	8点
		（２）オープンスペースの利活用（任意提案）	2点
		（３）事業の実現性	8点
Ⅱ　価格点			**100点**
総合評価点　合計（Ⅰ×0.7＋Ⅱ×0.3）			**100点**

3　性能点の得点化方法

性能点は、応募者の提案内容について、審査委員が審査項目（中項目）ごとにＡ～Ｅの５段階で個別に評価し、それぞれの評価を配点に応じて得点化した。各審査委員が付与した「項目別得点」の平均値（小数点以下第３位を四捨五入）を、当該項目の最終的な得点（項目別得点）とし、すべての審査項目について項目別得点を算出した後、それらを合計したものを、各応募者の性能点とした。

評価は、Ａ～Ｅの５段階とした。各評価ランクの判断基準及び得点化方法は、次表のとおりとした。

評価	判断基準	得点化方法
A	要求水準を超える特に優れた提案がある。	配点×1.00
B	要求水準を超える具体的かつ評価できる提案がある。	配点×0.75
C	要求水準を満たしている。	配点×0.50
D	要求水準を満たしている。ただし、一部に確認が必要な事項又は望ましくない提案が含まれる	配点×0.25
E	提案として求めた内容が十分に記載されていない。	配点×0.00

※余剰地活用事業の提案において、「オープンスペースの利活用」の提案は任意とした。提案がない場合、審査項目「５　余剰地活用事業に関する事項　（２）オープンスペースの利活用（任意提案)」の評価は「Ｄ」とした。

また、基準性能点は、60 点とした。

4　価格点の得点化方法

価格点は、以下の算定式により算出した。

なお、算定に用いる提案価格は、価格提案書（様式 4-3）に記載されている提案価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とした。

また、価格点は、算出された点数の小数点以下第３位を四捨五入した数値とする。

価格点＝（最も低い提案価格÷当該応募者の提案価格）×価格点の配点（100点）

5　総合評価点の得点化方法

総合評価点は、以下の計算式により算出した。

総合評価点＝性能点×0.7＋価格点×0.3

第４　審査の経緯及び選定委員会の開催

１　審査の経緯

日程		内容
令和８年	４月10日（金）	募集の公告
	４月10日（金） ～５月１日（金）	募集要項等に関する質問受付
	５月26日（火）	募集要項等に関する質問に対する回答及び公表
	６月８日（月） ～６月17日（水）	参加資格審査書類（参加表明書及び参加資格審査申請書）の受付
	７月13日（月）	参加資格確認結果の通知
	８月27日（木）	提案審査書類の提出期限
	10月19日（月）	提案書に対する事業者ヒアリング及びプレゼンテーション

２　選定委員会の開催

開催日	審議内容
第１回　令和８年１月 26 日（月）	１　選定委員会設置 ２　委員長・副委員長の選出 ３　選定基準の審議
第２回　令和８年３月 23 日（月）	１　選定基準の審議（継続）
第３回　令和８年９月 30 日（水）	１　要求水準達成に係る確認事項 ２　基礎審査及び性能評価に係る確認
第４回　令和８年 10 月 19 日（月）	１　提案書に対する事業者ヒアリング及びプレゼンテーション ２　性能評価 ３　優先交渉権者選定

第５　審査結果

１　参加資格審査

(1)　参加表明書及び参加資格審査申請書の確認

令和８年４月 10 日に募集の公告をした本事業は、２者の応募者から参加表明書及び参加資格審査申請書が提出された。市は、応募者に求めた参加資格審査に関する提出書類がすべて揃っていることを確認した。

(2)　参加資格審査

市は、応募者から参加資格審査申請書と同時に提出される参加資格審査に関する書類をもとに、２者の応募者が募集の公告時に示した参加資格を具備していることを確認した。

(3)　参加資格確認結果の通知

市は、令和８年７月 13 日に参加資格確認結果を応募者の代表企業に通知した。なお、募集要項に定める参加資格を有することを確認した２者の応募者に提案者記号（「P2」及び「L3」）を無作為に設定し、企業名等を伏せてその後の審査を行った。

（注）「P2」及び「L3」は、参加資格審査を通過した旨の通知を受けた者に対して、市が通知した提案者記号である。以下、それぞれ「P2 グループ」「L3 グループ」という。

２　提案書類提出時必要書類の確認

市は、P2 グループ及び L3 グループから提出された提案書類提出時必要書類（提案審査書類）について、募集要項において応募者に提出を求めた書類がすべて揃っていることを確認した。

３　基礎審査

市は、P2 グループ及び L3 グループから提出された提案書類の各様式に記載された内容が、募集要項等に記載された要件を満たしていること、及び要求水準書において定める性能や仕様等の水準を満たしていることを確認した。

４　性能の評価（性能点の算出）

提案の審査に先立ち、令和８年 10 月 19 日に、P2 グループ及び L3 グループの事業計画に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施した。

提案の審査においては、P2 グループ及び L3 グループから提出された提案書類の各様式に記載された内容を、審査項目ごとの視点から審査を行った。選定委員会の各委員は、プレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、審査項目ごとにＡ～Ｅの５段階で評価し、得点を付与した。これらをもとに、性能点を算出した。

＜表：性能点の得点結果＞

審査項目	配点	P2 グループ	L3 グループ
1　実施体制及び資金計画等	**18点**	**13.08点**	**11.93点**
（1）実施体制	4点	3.29点	2.86点
（2）業務実績	4点	3.00点	2.43点
（3）モニタリング計画	2点	1.36点	1.36点
（4）資金計画及び事業収支計画	4点	2.57点	2.71点
（5）地域経済への貢献	4点	2.86点	2.57点
2　施設計画	**38点**	**28.36点**	**26.21点**
（1）団地住民の生活にあった多様な市営住宅の実現	10点	7.50点	6.07点
（2）津波に強く、命を守る避難行動を支援する団地の実現	10点	7.86点	7.50点
（3）地域コミュニティの維持・向上につなげる団地の実現	8点	6.57点	6.00点
（4）周辺の街並みと調和した景観の実現	4点	2.57点	2.57点
（5）環境面・経済面に配慮した公共建築の実現	6点	3.86点	4.07点
3　施工計画	**8点**	**4.29点**	**6.29点**
4　入居者移転支援業務に関する事項	**18点**	**13.28点**	**13.06点**
（1）確実かつ円滑な移転支援の体制構築	6点	4.07点	4.71点
（2）外部仮移転先となる民間賃貸住宅の確保	6点	4.50点	3.64点
（3）再整備に伴う入居者の身体的・経済的負担軽減の実現	6点	4.71点	4.71点
5　余剰地活用事業に関する事項	**18点**	**12.64点**	**9.87点**
（1）まちのプランニングやデザイン	8点	5.71点	4.29点
（2）オープンスペースの利活用（任意提案）	2点	1.50点	1.29点
（3）事業の実現性	8点	5.43点	4.29点
性能点	**100点**	**71.65点**	**67.36点**

5　提案価格の確認及び価格点の算出

(1)　提案価格の確認

市は、P2 グループ及び L3 グループの価格提案書に記載された提案価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が、提案上限価格（5,819,120,000 円）の範囲内であることを確認した。

(2)　価格点の算出

価格点を、P2 グループ及び L3 グループの提案価格をもとに、以下の算式により算出した。

なお、価格点は、算出された点数の小数点以下第３位を四捨五入した数値とする。

価格点＝（最も低い提案価格÷当該応募者の提案価格）×価格点の配点（100点） 最も低い提案価格＝5,818,120,000円

＜表：価格点の得点結果＞

	P2 グループ	L3 グループ
提案価格	5,818,120,000 円	5,819,000,000 円
価格点	100.00 点	99.98 点

6　総合評価点の算出及び最優秀提案者の選定

(1)　総合評価点の算出

選定委員会は、性能点及び価格点をもとに、以下の算式により、総合評価点を算出した。

総合評価点＝性能点×0.7＋価格点×0.3

＜表：総合評価点の得点結果＞

	P2 グループ	L3 グループ
性能点	71.65 点	67.36 点
価格点	100.00 点	99.98 点
総合評価点	80.155 点	77.146 点

(2)　最優秀提案者の選定

以上の手続きの結果、選定委員会は、総合評価点が最も高いP2グループの提案を最優秀提案とし、P2グループを最優秀提案者として選定した。

以下、選定委員会からの総評である。

[選定委員会の総評]

P2グループ、L3グループの提案は、項目別にみると一長一短があったが、全体としては、いずれも要求水準を満たした上で、地域の特性を踏まえた優れた提案であった。

総合評価点は、P2グループが80.155点、L3グループが77.146点であった。価格点には大きな差がなく（P2グループ100点、L3グループ99.98点）、総合評価点の差は主に性能点（P2グループ71.65点、L3グループ67.36点）によるものであった。

評価に差が生じた主な項目は、次のとおりである。

「団地住民の生活にあった多様な市営住宅の実現」では、団地周辺に開かれた広場の配置など、P2グループの提案が評価された。

「施工計画」では、一部の住棟を先行して引き渡すことによる工期短縮の提案など、L3グループの提案が評価された。

「外部仮移転先となる民間賃貸住宅の確保」では、入居者が確実に仮移転できるよう構成企業が借主となるサブリース方式を採用し、窓口が一社に集約されて効率的となる点などで、P2グループの提案が評価された。

余剰地活用事業における「まちのプランニングやデザイン」と「事業の実現性」では、計画内容である高齢者福祉の将来の動向に課題があるものの、地元に根差した企業が地域ニーズをもとに福祉の拠点づくりをP2グループは提案しており、堅実であると評価された。

なお、本事業をより良いものとしていくために、今後、市がP2グループと共に事業を実施していくに当たり、さらなる具体化等が望まれる事項があると考え、本委員会からは、次の意見を付すこととする。

[最優秀提案者に対する意見]

市とP2グループは、本事業の目的実現に向けて、相互理解と対等なパートナーシップの下に協力し合い、募集要項等に即して、以下の項目に関して努力すること。

○ 避難行動要支援者の円滑な避難において重要な役割を果たす集会所へのスロープや渡り廊下については、大地震に伴う地盤沈下が生じても施設間のつながりが保た

れるよう、構造に十分配慮した計画とすること。

○ 入居者の安心感に影響する現地移転支援事務所長については、業務期間中、高知市内で入居者や市に迅速に対応できる体制とすること。また、入居者の不安に寄り添う相談対応において重要な役割を果たす相談窓口担当者については、プレゼンテーションの質疑回答で示されたように福祉分野の経験を有する人材を確実に配置するなど、きめ細かな対応が可能となるよう十分配慮した体制とすること。

7　優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の選定結果をもとに、最優秀提案者（P2 グループ）である「和建設グループ -NEXT 六泉寺 Innovation Unit-」を優先交渉権者として、L3 グループを次点交渉権者として決定した。

(1)　優先交渉権者名

和建設グループ -NEXT 六泉寺 Innovation Unit-

＜表：構成企業一覧＞

参加区分	商号又は名称	本事業における役割
構成企業 (代表企業)	和建設株式会社	設計企業、建設企業、余剰地活用企業
構成企業	株式会社ライト岡田設計	設計企業、工事監理企業
構成企業	有限会社熊沢構造設計事務所	工事監理企業
構成企業	ミタニ建設工業株式会社	建設企業
構成企業	東洋コミュニティサービス株式会社	入居者移転支援企業
構成企業	株式会社高知ハウス	入居者移転支援企業
構成企業	株式会社アイ・エム・シーライフステージ	余剰地活用企業
構成企業	株式会社大林組	事業マネジメント企業

(2)　提案の概要

【市営住宅】

敷地面積						11,098.73 ㎡
棟名	階数	戸数	建築面積	建蔽率	容積対象延べ面積	容積率
北棟	8階	85戸	984.06 ㎡	－	5,503.30 ㎡	－
南棟	8階	98戸	984.06 ㎡	－	6,246.90 ㎡	－
集会所	2階	－	555.66 ㎡	－	770.76 ㎡	－
自動二輪車置場	1階	－	57.50 ㎡	－	57.50 ㎡	－
合計	－	183戸	2,581.28 ㎡	26.90%	12,578.46 ㎡	77.49%

【余剰地】

街区	敷地面積	用途
A街区	2,060.44 ㎡	住宅分譲地　18区画
B街区	1,540.15 ㎡	住宅分譲地　12区画
C街区	5,868.00 ㎡	幼老複合施設（放課後デイ、高齢者デイ、介護付有料老人ホーム、包括支援センター、就労支援カフェ 等）、広場

(C街区の施設)

棟名	敷地面積	階数	建築面積	建蔽率	容積対象延べ面積	容積率
A棟	3,005.94 ㎡	7階	900.00 ㎡	29.95%	5,108.80 ㎡	169.96%
B棟	2,862.06 ㎡	7階	232.26 ㎡	8.11%	1,110.24 ㎡	38.80%
合計	5,868.00 ㎡	－	1,132.26 ㎡	－	6,219.04 ㎡	－

第６　今後の予定

＜表：今後の予定＞

内　　容	日　　程
基本協定の締結	令和８年12月
事業契約の仮契約の締結	令和９年２月
事業契約に係る議会議決（本契約の締結）	令和９年３月
D街区の入居者による仮移転等の完了	令和10年３月末
D街区以外の入居者による住替移転等の完了	令和13年９月末
新築住宅等の整備の完了（期限）	令和13年９月末
本移転の完了（期限）	令和14年３月末
既存住宅等の解体撤去（期限）	令和15年３月末
余剰地の売買契約・敷地の引渡し	令和15年４月以降